

高槻市社宅等整備促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市社宅等整備促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 高槻市（以下「市」という。）の人口が、わが国の少子高齢化の進展などの影響で減少傾向となる中、特に生産年齢人口の減少については、市税等の減少など将来の市の財政需要に対する財政収支をはじめ行財政運営に深刻な影響をもたらすことが危惧される。そこで、市内に従業員の居住を目的とした住居を一定の要件のもと、新たに取得した法人に対して、その費用の一部を補助することで、法人による市内での社宅等の整備を促し、生産年齢人口の維持増加を図り、将来にわたり安定した財政基盤を確保するほか、市内における社宅等世帯の消費及び雇用等の創出による地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社宅等 事業者が従業員の居住を目的として貸与するため、所有または賃借する住宅をいう。
- (2) 従業員 期間の定めのない労働契約により事業者に雇用された者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者として雇用された者を除く。）をいう。
- (3) 事業所等 本社又は支社、営業所等の機能を有する施設をいう。
- (4) 補助対象期間 補助年度の前年度の3月1日から補助年度内の2月末日まで。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。ただし、次項に掲げる暴力団等に該当する者を除く。

- (1) 補助対象者は、法人格を有する団体であること。ただし、国及び地方公共団体、その関係機関は除く。
- (2) 補助対象者は、第7条に定める申請時において、高槻市における市税の滞納がないこと。
- (3) 補助対象者は、破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申し立てがなされていないこと。

2 前項に掲げる暴力団等とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。

(補助金交付の要件及び補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる社宅等（以下「補助対象社宅」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象社宅は、補助対象者が補助対象期間内において新たに5戸以上（市内に事業所等

がない企業は10戸以上) 所有若しくは賃借したものであること。ただし、当該月の初日以外の日から所有若しくは賃借した場合は、当該月の翌月初日から所有若しくは賃借したものとす
る。

(2) 前号の補助対象社宅には、補助対象者が住民税の特別徴収義務者となる従業員が居住し、かつ同社宅に住民登録をした後に最初に到来する1月1日において居住している若しくは居住する見込みがあること。

2 補助対象者が負担する補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 社宅等を所有する場合、補助対象社宅の維持管理に要する費用（電気料金、ガス料金、水道料金、管理に要する費用、その他これらに類する費用）。ただし、土地及び減価償却の対象となる資産に要する費用、租税公課は除く。

(2) 社宅等を賃借する場合、補助対象社宅の賃借に要する費用（家賃、共益費、その他これらに類する費用）。ただし、保証金は除く。

(3) 社宅等への入居に要する費用（引越し費用、不動産仲介手数料、その他これらに類する費用で補助対象者が負担するもの）

(4) その他市長が必要と認める費用

3 他の国庫補助や国費を財源とする補助金、寄付金その他の収入がある場合は、補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次に掲げる額を補助限度額とする。

(1) 補助対象社宅が5～9戸の場合は、50万円

(2) 補助対象社宅が10～19戸の場合は、100万円

(3) 補助対象社宅が20戸～29戸の場合は、200万円

(4) 補助対象社宅が30戸～39戸の場合は、300万円

(5) 補助対象住宅が40戸～49戸の場合は、400万円

(6) 補助対象住宅が50戸以上の場合は、500万円

2 単年度の補助限度額は、1補助対象者につき500万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高槻市社宅等整備促進補助金交付申請書（様式第1号）及び各号に掲げる添付書類を、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書

(2) 高槻市における市税の完納証明書

(3) 要件確認申立書（様式第2号）

(4) 補助対象社宅入居者の雇用及び住民登録に関する調書（様式第3号）

(5) 社宅等を所有する場合、当該事実を確認できる書類（建築工事請負契約書、売買契約書等の写し）

(6) 社宅等を賃借する場合、賃貸借契約の内容及び社宅等として利用する目的で賃借することが確認できる書類（賃貸借契約書、入居者への引渡し書等の写し）

(7) 補助対象経費の支出が確認できる書類（領収書等の写し）

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反していないこと。
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) この補助金交付の要件を満たし、かつ、補助金交付の目的及び内容が適正であること。
- (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった日から30日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第5条第1項第2号における居住要件については、必要に応じて市長が確認を行い、その結果補助金交付の要件を満たさない場合は、補助金返還等を行うこと。
- (2) 市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (3) 法令等及びこの要綱を遵守すること。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、高槻市社宅等整備促進補助金交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市社宅等整備促進補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、高槻市社宅等整備促進補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出することにより行わなければならない。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付)

- 第12条 第10条第1項の交付決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から14日以内に高槻市社宅等整備促進補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

- 第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 前条第1項の請求行わないとき。
 - (3) この要綱及び関係法令に不適合若しくは違反したとき。
 - (4) 第4条第2項各号のいずれかに該当すること若しくは該当していたことが判明したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが著しく不相当であると認めるとき。
- 2 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、高槻市社宅等整備促進補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第14条 第12条第2項の規定により補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、第9条第1項各号の規定に違反または前条第1項の規定により交付決定を取り消された場合、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

- 第15条 被交付者は、第13条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、被交付者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 被交付者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 市長は、被交付者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は所管部長が定める。

附 則

- 第1条 この要綱は、平成25年11月28日から施行する。

第2条 この要綱は、その施行の日から3年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第3条 平成25年度の補助対象期間は、第3条第4号の規定に関わらず平成25年4月1日から平成26年2月28日までとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この要綱は、その施行の日から3年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

第2条 改正後の要綱の規定は、平成27年3月1日以後の補助対象期間に係る補助金について適用し、同日前の補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

第3条 この要綱は、その施行の日から3年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成30年7月30日から施行する。

第2条 改正後の要綱の規定は、平成30年3月1日以後の補助対象期間に係る補助金について適用し、同日前の補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

第3条 この要綱は、その施行の日から3年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 改正後の要綱の規定は、平成31年3月1日以後の補助対象期間に係る補助金について適用し、同日前の補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

第3条 この要綱は、その施行の日から3年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第2条 改正後の要綱の規定は、令和3年3月1日以後の補助対象期間に係る補助金について適用し、同日前の補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

第3条 この要綱は、その施行の日から3年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。